

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟 旅費支給規定

(目的)

第1条 この規程は、大会や合宿等、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟(以下 JPPF という)の主催する行事に参加する、理事・正会員、強化スタッフ、強化指定選手に対して支給する旅費に関し基準を定めたものである。

(旅費の種類)

第2条 この規程に基づく旅費とは、交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、車賃等)、及び宿泊費のことをいう。

(旅費の支援)

第3条 旅費支援(支給額・支給率・限度額等)は、JPPF が別途定める年度別基準に従い、報告書や領収書等の提出が有った場合のみ支給するものとする。尚、宿泊費に食事代がパッケージとなっている場合の宿泊費の支給限度額は、支給の裏付けとなる公的助成機関の各事業助成手引きの限度額に準じ、基本的にはこれを超えないものとする。

(交通費の計算)

第4条

- 1 交通費は、最も経済的な通常の公共交通機関経路及び方法によって計算し、片道 20km以上の場合のみ支給する。ヤフーなどの、路線検索による最安値ルート of 金額を交通費とみなし、旅客運賃、座席指定料金、急行料金及び特急料金を支払う。ただし、経路が明記された領収書があれば、実際の経路での交通費を支給するものとする
尚、何れの場合に於いても、新幹線、特急、急行、座席指定の距離別利用制限に関しては、助成支給の裏付けとなる公的助成機関の各事業別助成手引きに準ずる。
- 2 新幹線利用の場合は、領収書の提出を持って支給するものとする。
- 3 車を利用する場合は、その理由・事情を事前に JPPF に報告の上、承認取得が必要。承認された場合は、ヤフーなどの路線検索による最短ルートの距離に対し、1km37 円(ガソリン代)換算で支給し、高速代金、駐車場代金は支給しないものとする。
尚、相乗りの場合は、(代表)運転者一人のみ支給とする。
- 4 タクシー代は原則認めない。
ただし、止むを得ない理由でタクシーを利用するときは、理由書提出の上、領収書があれば支給する。
- 5 飛行機を利用した場合は、エコノミー料金に対し支給する。領収書、並びに半券の提出がない場合は、鉄道に換算して交通費を支給するものとする。

(旅費の支給・精算)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、振込口座を JPPF に事前に届けること。

(理事に対する旅費の調整)

第6条 JPPF理事は、旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

(規程の変更)

第7条 本規定の変更は理事会決議事項とする。

附 則

1. この規程は、平成26年1月1日から実施する。
2. 平成29年9月1日改定。
3. 平成31年3月14日改定。
4. 令和元年6月23日改定。